

# 大綱的指針改定の方向性

## (評価の意義)

- 評価は、本来受動的なものではない。個々の研究開発のみならず当該研究開発が包含されている政策・施策について、その目的や目標、プロセス、そこから生み出される成果や波及効果等が正当に評価され、次の政策・施策につながることは、研究者のみならず、組織の長や政策立案者にとっても、やりがいを促進し、更なる挑戦を促すものである。
- こうした評価は、次の意思決定（改善・質の向上や資源配分等）の手段となるものであり、過去を振り返ることにとどまるのではなく、特に重点が置かれるべきことは、評価結果を次の政策、施策、課題に活かしていくこと（フィードフォワード）である。

## 1. 改定に至った背景（前回大綱的指針の問題点）

- ・ 前回大綱的指針では、個別の研究開発課題と政策や施策の目的・目標との関連性を明確化した上で、研究開発を推進する主体を評価するものとして『研究開発プログラムの評価』を導入したが、現状においては、十分に浸透しているとは言えない状況にある。
- ・ これは、前回大綱的指針では政策評価等と研究開発評価との関係性が必ずしも明示されていないために、複数の評価体系の下で、各省庁の立場からみると同じような評価が繰り返し行われる要因の1つとなっていた。また、『研究開発プログラムの評価』が浸透していなかった1つの要因にもなっている。
- ・ また、内部統制に主眼が置かれた膨大なチェックシートによる管理型の評価が行われるなど、複数の評価体系に基づく評価の重複実施と相まって、研究者等の研究実施者に対して過大な作業を強いる状況を生み出している等、「評価疲れ」の問題が生じている。
- ・ 一方、『研究開発プログラムの評価』が意図していることと、政策評価法に基づく政策評価が意図していることは、政策・施策の目的・目標の下で研究開発を推進する側、政策立案する側等を評価するといった点で基本的に同じであり、これを踏まえて政策評価と『研究開発プログラムの評価』との関係性を整理することにより現状の問題点を改善できるのではないか。

## 2. 改定方針

第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現するため、また、研究開発評価と政策評価との関係、評価疲れ等、前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決するため、以下の観点から改定を行う方向で議論が進捗しているところ。

### (1) 実効性のあるプログラム評価のさらなる推進

#### プログラム評価の考え方の堅持

- ・ イノベーションを創出するために求められるものは、政策や施策の目的・目標の下で、複数の研究開発の組合せにより不要な重複を排除しシナジー効果を生むこと、研究開発以外の手段や施策を組み合わせること、マネジメント体制における責任の所在を明確化すること、さらに目標等を絶えず見直すこと等である。
- ・ このため、政策や施策の目的・目標と個別の研究開発課題との関連性を明確化し、アウトカムの創出を念頭に置いた『プログラム』という単位で評価を実施していくことは引き続き重要であり、プログラム評価のさらなる推進・強化を図る。

#### 政策評価法との一体的運用による評価の実効性の向上

- ・ 国費を投入する研究開発は、国の政策・施策の目的・目標を達成するための手段の1つであることを踏まえ、また政府全体の評価体系を政策評価に集約させていく流れも踏まえ、プログラム評価と政策評価の一体的運用を前提とすることにより実効性のある評価とする。
- ・ また、評価に関する基本的事項は、政策評価法や政策評価の実施に関するガイドライン等に則ることとし、本指針には、イノベーション創出、科学技術の振興や実効性の向上の観点から留意すべき最小限の事項を記述する。
- ・ 以上の考え方を明確にするため、本指針の名称については「研究開発が関連する政策等の評価に関する大綱的指針（仮称）」とする。

#### 役割と権限の明確化

- ・ 内閣府における戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)、革新的研究開発推進プログラム(I m P A C T)における評価、J S Tにおける「A L C Aにおけるステージゲート」など、前回大綱的指針決定以降の新しい研究開発評価の取り組みが試みられている。
- ・ これらS I PやI m P A C Tのように、実施する主体におけるマネジメント体制の長の役割と権限を計画段階で明確にし、所要の情報の公開を行うことが必要である。また、これらの者がどのように選定・任命されたか、誰がその任命責任を

持っているのかを明確にする等、指名する側の役割と権限についても、計画段階で明確にしておく必要がある。

- ・ 評価の正当性を十分に保つため、評価対象ごとに十分な評価能力を有する者等を評価者として選任することが重要である。評価者が評価の品質に与える影響は大きいため、評価者を指名する側の役割・責任は極めて重い。

## (2) 第5期科学技術基本計画を受けた新たな視点

～ 大変革時代に対応した新たな評価システムの導入 ～

- ・ 第5期科学技術基本計画においては、先行きの見通しを立てることが難しい大変革時代に、新しい試みに果敢に挑戦する研究開発や人材強化を謳っている。
- ・ いわゆる「挑戦的(チャレンジング)な研究開発」が包含されている政策については、あらかじめ明確な目標を設定し、その上でその目標の達成状況を明確な評価基準をもって評価ないし判断することは困難である。そのため、出口や目標が適切かどうかについて、研究開発開始後も絶えず検証し、見直しを実施する必要がある。
- ・ 長期間にわたる研究開発においては、例えば、ステージゲート方式の導入や一定期間ごとの中間評価等の実施により、研究開発期間中の目標の再設定や進捗管理をし易くする必要がある。また、情勢の変化や目標の達成状況、今後の見通し等を把握し、体制の変更や加速・中止も含めた計画変更の要否を検討することが重要である。

## 3. 本指針等のフォローアップ

- ・ 本指針はこれで完成というものではなく、評価に関係するあらゆる関係者が完成度を高めるための努力を継続することが極めて重要である。
- ・ このため、評価方法の改善のための調査研究や評価の実施状況等のフォローアップを継続して行い、内容を進化させていくものである。